

ヒアリングにおけるコメント回答資料(2)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-7
提出年月日	2023年5月10日

指摘事項

No.15 (230217-18)	第43条 重大事故等 対処設備	比較表43-10) 循環水ポンプ建屋について、原子炉建屋等と横並びで記載できるか 検討の上、説明すること。
----------------------	-----------------------	---

A:

P. 2～4において、3パターンの記載を例に、その記載が意味するところを概要図で整理しました。

P. 2【現状の記載】は、「当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保」と記載することにより、循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプと、可搬型大型送水ポンプ車を離隔することを宣言しています。

一方で、P. 3【建屋離隔を統合して記載】の場合、「その機能を代替する設計基準事故対処設備から」の文言が無くなることにより、原子炉補機冷却海水ポンプの機能を代替する設備ではない可搬型代替電源車などの可搬型大型送水ポンプ車以外の可搬型重大事故等対処設備においても、循環水ポンプ建屋から100m以上の離隔距離を確保する記載となります。

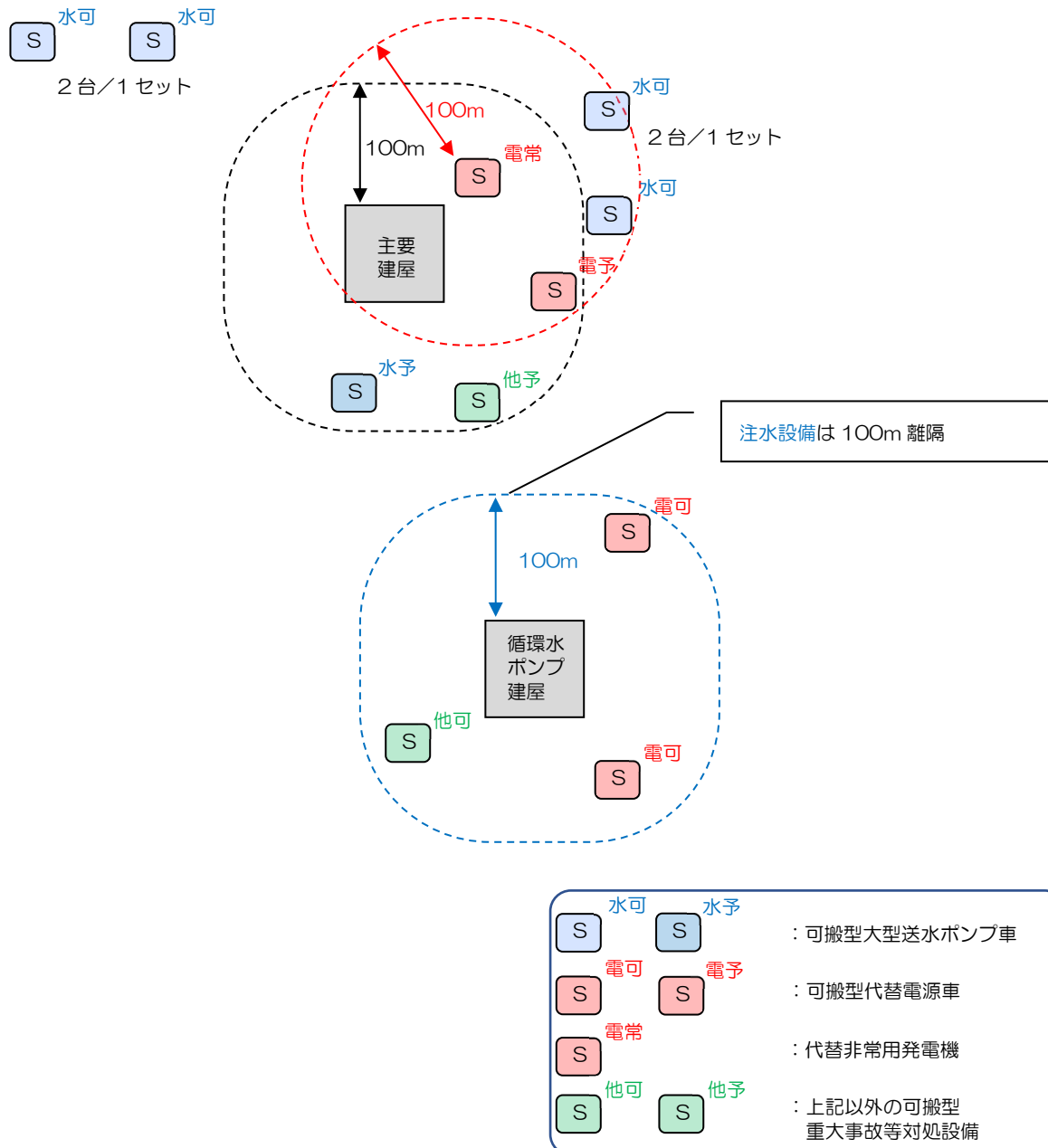
P. 4【伊方3号炉の記載】には、「その機能を代替する設計基準事故対処設備から」の文言があり、海水ポンプの機能を代替する設備ではない電源車などの可搬型重大事故等対処設備は、必ずしも海水ポンプとの離隔を確保する必要はない記載となっています。

泊3号炉の現状の可搬型重大事故等対処設備の保管場所の配置において、可搬型代替電源車を循環水ポンプ建屋から100m以内に保管する設計とはしていないものの、「可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等と同時にその機能が損なわれるおそれがない」ようにする設計方針として、設置変更許可申請書添付八となるまとめ資料の記載は現状のままと致します。

以上

可搬型重大事故等対処設備の位置的分散の設計方針【現状の記載】

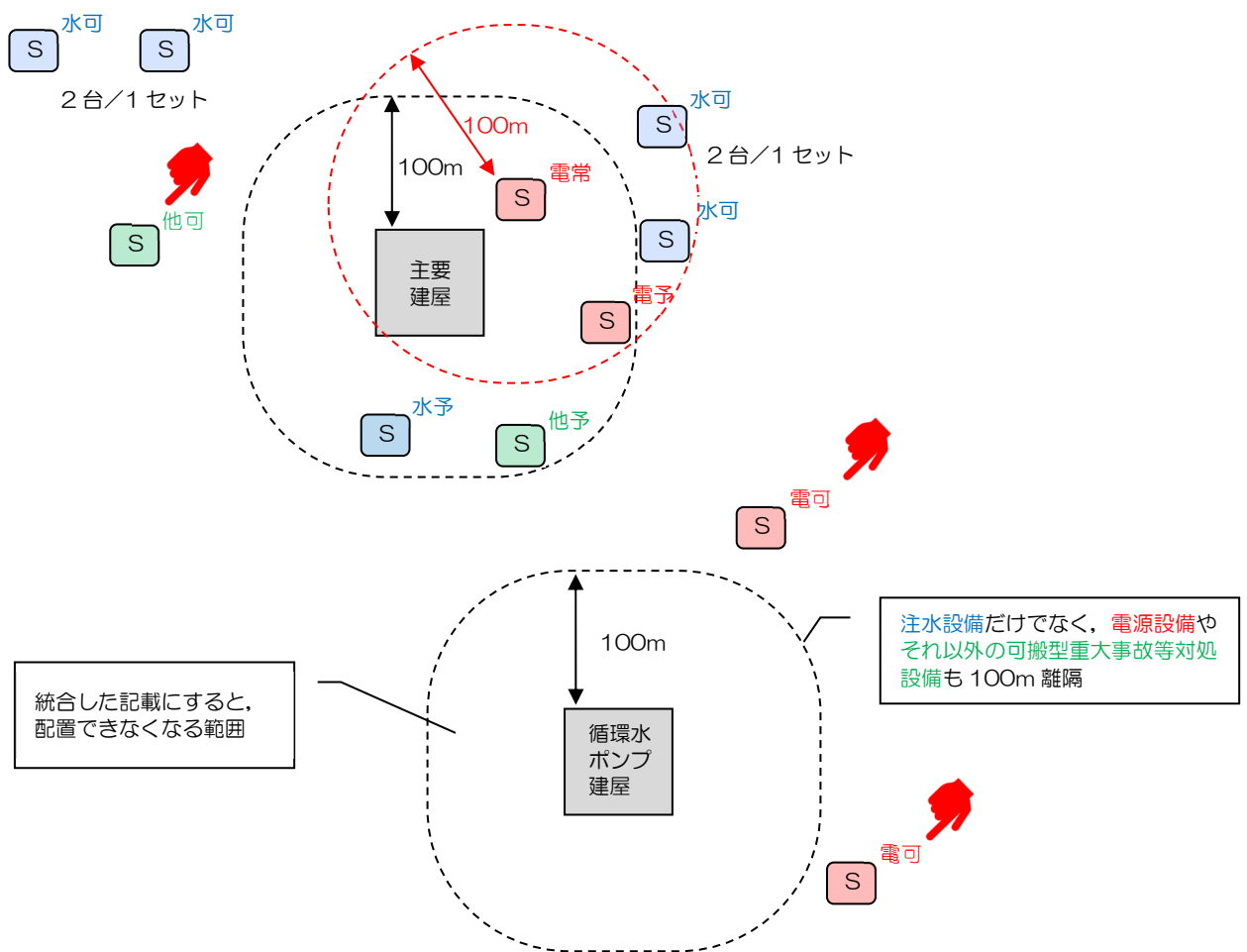
屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋及びディーゼル発電機建屋から100m以上の離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する循環水ポンプ建屋内の設計基準事故対処設備から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。



※「予」は、可搬型重大事故等対処設備の予備を示す。

可搬型重大事故等対処設備の位置的分散の設計方針【建屋離隔を統合して記載】

屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要な容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備以外のものは、必要な容量等を賄うことができる設備の1セットについて、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋、原子炉補助建屋、ディーゼル発電機建屋及び循環水ポンプ建屋から100m以上の離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する設計とする。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100m以上の離隔距離を確保して保管する設計とする。



- | | | | | |
|---|----|---|----|---------------------|
| S | 水可 | S | 水予 | : 可搬型大型送水ポンプ車 |
| S | 電可 | S | 電予 | : 可搬型代替電源車 |
| S | 電常 | | | : 代替非常用発電機 |
| S | 他可 | S | 他予 | : 上記以外の可搬型重大事故等対処設備 |

※「予」は、可搬型重大事故等対処設備の予備を示す。

可搬型重大事故等対処設備の位置的分散の設計方針【伊方3号炉の記載】

屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備は、必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備又は電源設備以外のものは、必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備等から100mの離隔距離を確保した上で複数箇所に分散して保管する。また、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備から、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保する。

